

【問】問合せ先



① 無料法律相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

と き:3月12日(木)、19日(木)、26日(木) 午後2時～午後4時
 ところ:本庁舎東棟1階 市民相談室(国民健康保険課 隣)
 ※各相談日の2週間前より、電話または市民協働課窓口にて予約を開始します。(予約時間は、平日午前8時30分～午後5時15分)

② 行政相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

道路や社会福祉など、行政(国、県、市町村)の仕事のことで困ったときはご相談ください。担当行政機関とは異なる立場でご相談を受け、助言や関係行政機関に対する通知を行います。相談内容など秘密は守られます。
 と き:3月24日(火) 午後1時30分～午後4時
 ところ:本庁舎東棟1階 市民相談室(国民健康保険課 隣)

③ 人権相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

いじめや嫌がらせ、差別、偏見など人権問題に関する相談を行います。相談内容など秘密は守られます。
 と き:3月24日(火) 午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
 ところ:本庁舎東棟1階 市民相談室(国民健康保険課 隣)

④ 家庭児童相談 【問】児童家庭課 ☎973-5041

家庭における子育ての悩みを相談員と一緒に考えます。
 と き:[平日]午前8時30分～午後5時
 ところ:本庁舎東棟2階 児童家庭課

⑤ 女性相談 【問】児童家庭課 ☎973-5041

離婚、DVなど女性が抱える悩みを相談員と一緒に考えます。
 と き:[平日]午前8時30分～午後5時
 ところ:本庁舎東棟2階 児童家庭課

県立石川青少年の家 ☎964-13263
 ① 自然とふれあう家族のつどい「石川岳自然観察会」参加者募集
 親子で春の石川岳を散策しながら自然を観察し家族の絆を深め、自然を愛する心を育みます。
 【日時】3月15日(日)午前9時～午後2時25分
 【場所】県立石川青少年の家
 【参加対象】小学生以上の家族、または個人10組(20人程度)
 【参加料】1人あたり500円
 【申込期限】3月3日(火)～10日(火) 午前9時～午後5時
 【申込先/問】県立石川青少年の家 ☎964-13263

県立石川青少年の家 ☎964-13263
 ② 「わんぱく登山隊」参加者募集
 登山を通じ自然に親しみ、協力し助け合つ心を育てます。
 【日時】3月21日(土) 午前9時～午後1時30分
 【場所】県立石川青少年の家
 【参加対象】幼稚園児～小学3年生 20名
 【参加料】1人あたり100円(※保険料含む)
 【持ち物】水(500ml×3本程度)、弁当(おにぎり等)、軍手、タオル、リュック、着替え等
 【服装】野外活動に適した服装(帽子、長袖、長ズボン、履き慣れた靴)。
 【申込期限】3月10日(火)～3月17日(火) 午前9時～午後5時
 【申込先/問】県立石川青少年の家 ☎964-13263

産業政策課 ☎923-17611
 うるまなびマルシェ
 モズク漁師が教える絶品漁師飯
 細長い体に、たつぱりの栄養を含んだ黒くキラキラと輝く「うるま市のモズク」。現役漁師からモズクの栄養素や収穫方法の裏話そして漁師一押しのもズク料理を教えてください！
 【講師】勝連漁業協同組合スタッフ
 【日時】3月21日(土) 午後2時～5時
 【場所】うるまマルシェキッチンスタジオ
 【受講料】500円(材料費込)
 【定員】15名
 【申込先/問】うるまマルシェ ☎923-13911

【問】問合せ先

健康支援課 ☎973-13209
 母の口企画「ママヨガ教室&パパと子の料理教室」
 お母さんがヨガでリフレッシュしている間にお父さんとお子さんはクッキング
 【日時】5月10日(日) 午前10時～午後1時
 【集合場所】健康福祉センターうるま 3階和室
 【対象】市在住の5歳～中学生とその家族
 【定員】25名 【参加費】無料
 【持ち物】お母さんは軽装。お父さんとお子さんはエプロンと三角巾。お子さんは上履きも持参してください。
 【申込期限】4月24日(金)
 【申込方法】窓口またはお電話にて
 【申込先/問】☎973-13209
 ※託児有り。申込時にお伝えください。

消防予防課 ☎975-12119
 春の火災予防運動が始まります
 春の火災予防運動が3月1日(日)から7日(土)までの一週間、全国一斉に実施されます。
 全国統一標語 「ひとごと いいね! で確認 火の用心」
 火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防の意識を高め火災の発生を防止することで、高齢者を中心とする火災での被害者を減少や、財産の損失を防ぐことを目的としています。
 春の火災予防運動の一環として、車両巡回広報等を予定しておりますので市民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

—令和2年4月1日開始—
重大な消防法令違反の建物を公表します。

うるま市消防本部は、重大な消防法令違反のある防火対象物の違反内容を公表し、建物の利用者自らが建物の危険性に関する情報を把握し、利用を判断できるよう、うるま市火災予防条例第42条の4の規定に基づき、令和2年4月1日から違反対象物の公表を行います。

1. 公表の対象となる防火対象物(建物)

不特定多数の者が出入りする飲食店、集会場、ホテル、避難困難者の利用する福祉施設、病院など人命に多大な被害を出すおそれがある建物で重大な消防法令違反のあるものが対象です。



2. 公表の対象となる重大な消防法令違反

設置義務がある消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、これらの設備が一切設置されていないものが公表の対象です。



商工労政課 ☎923-17634
 令和2年度 日本次世代リーダー養成塾
 「日本の次世代リーダー養成塾」は、もっと広い世界を見て自分の人生を考えた！、「全国の同世代と将来への夢を語り合いたい！」などの思いを持った高校生が全国から集い、世界で活躍する一流の講師から学び、熱い議論を交わすことの出来る刺激的なマースクールです。
 「リーダー養成塾に参加してみたいから詳しいことをぜひ聞いてみたい!」「高校生活一度でもいいから刺激的な体験してみたい!」
 そんな高校生の皆さん!商工労政課までお問合せください!
 【開催日時】7月26日(日)～8月8日(土)【開催場所】福岡県宗像市グローバルアリーナ【対象者】市内在住の高校生(1年生～3年生)
 【問】商工労政課 雇用推進係 ☎923-17634
 講義を真剣に聞く高校生たちの様子

うるま市プレミアム付商品券
 購入期限 [3月19日(木)]
 使用期限 [3月31日(火)]
 迫る!!
 うるま市プレミアム付商品券の購入期限は、令和2年3月19日(木)です。購入引換券を持っており商品券の購入が済んでいない方は、期限内に購入して下さい。また、使用期限は令和2年3月31日(火)までとなっています。未使用券の払戻しはできませんのでご注意ください! 【問】商工労政課 ☎923-7634

消費生活トラブルのご相談は... 188
 188は、全国共通の電話番号【消費者ホットライン】です。
 例1 メールで身に覚えのない高額な請求が届き困っている。
 例2 相手方につくづく迫られたので契約したが解約したい。
 例3 アパート・借地の賃借契約の内容に納得できない。
 うるま市 市役所東棟1階 消費生活センター (開業時間) 役所庁舎はのぞく 平日9:00～16:00 (直通電話) 098-973-5692
 TEL. 188